

神広監第13号  
平成21年7月24日

神奈川県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 服部 信明 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 森 高繁

監査委員 大久保 純男

平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により審査に付された平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類を審査し、また、地方自治法第241条第5項の規定により、基金の運用状況を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出する。

平成20年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合  
一般会計・後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

# 平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見

## 第1 審査の対象

- (1) 一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- (2) 一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書
- (3) 一般会計・後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書
- (4) 財産に関する調書

## 第2 審査の期間

平成21年7月7日から平成21年7月24日まで

## 第3 審査の方法

平成20年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算については、審査に付された書類の計数が正確であるか、歳入歳出予算は適正かつ効率的に執行されているかに重点を置いて審査を行った。この際、平成20年度財務関係事務等を対象として実施した定期監査、例月現金出納検査の提出資料を参考にして審査した。

また、基金については、財産に関する調書により計数が正確であるかに重点を置いて審査を実施するとともに、例月現金出納検査の提出資料等により適正に運用されているかについて審査を実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、いずれも正確であると認められた。

歳入歳出予算の執行は、一部改善を要するものを除き、適正かつ効率的に施行されていると認められた。

財産に関する調書に記載された基金の計数は正確であり、適正に運用されていると認められた。

## 第5 審査の概要

### 1 歳入歳出決算書及び同事項別明細書の審査

#### (1) 総括

##### ア 決算状況

平成20年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区分	予算現額	歳入	歳出	
総額	523,139,524,000	481,118,727,165	473,121,924,645	
内訳	一般会計	2,552,770,000	2,534,946,195	1,942,775,639
	特別会計	520,586,754,000	478,583,780,970	471,179,149,006

本年度は、予算現額 523,139,524,000円に対し

歳入 481,118,727,165円 (予算現額に対する割合 92.0%)

歳出 473,121,924,645円 (予算現額に対する割合 90.4%)

差引額は 7,996,802,520円 である。

この差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源 4,100,000円 (繰越明許費繰越額) を差し引いた実質収支額は 7,992,702,520円で、これは純繰越金として翌年度に繰り越している。

##### イ 前年度との比較

決算収支の前年度との比較は、次表のとおりである。

決算収支年度別比較表

(単位：円・%)

区分	平成20年度	平成19年度	増減額	増減率	
歳入	481,118,727,165	3,027,164,511	478,091,562,654	15893.4	
歳出	473,121,924,645	2,836,386,617	470,285,538,028	16680.4	
歳入歳出差引額 A	7,996,802,520	190,777,894	7,806,024,626	4191.7	
内訳	一般会計	592,170,556	190,777,894	401,392,662	310.4
	特別会計	7,404,631,964	0	7,404,631,964	皆増
翌年度に繰り越すべき財源 B	4,100,000	0	4,100,000	皆増	
内訳	一般会計	4,100,000	0	4,100,000	皆増
	特別会計	0	0	0	0.0
実質収支 C (=A-B)	7,992,702,520	190,777,894	7,801,924,626	4189.5	
単年度収支 C-(前年度C)	7,801,924,626	185,997,428	7,615,927,198	4194.6	

一般会計と後期高齢者医療特別会計を合わせた歳入歳出差引額は 7,996,802,520円で、このうち翌年度に繰り越すべき財源 4,100,000円を差し引いた実質収支も7,992,702,520円となっている。

また、この中には前年度の繰越額 190,777,894円が含まれており、これを差し引いた単年度収支は 7,801,924,626円となっている。

## (2) 一般会計

### ア 歳入

歳入予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区 分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額	収入未済額	執行率 C/A	構成比
分担金及び負担金	2,127,065,000	2,127,063,106	2,127,063,106	0	0	100.0	83.9
繰入金	38,345,000	25,528,267	25,528,267	0	0	66.6	1.0
繰越金	190,777,000	190,777,894	190,777,894	0	0	100.0	7.5
諸収入	201,000	2,293,928	2,293,928	0	0	1,141.3	0.1
国庫支出金	196,382,000	196,383,000	189,283,000	0	7,100,000	96.4	7.5
計	2,552,770,000	2,542,046,195	2,534,946,195	0	0	99.3	100.0

収入済額は 2,534,936,195円で、前年度の 3,027,164,511円に比べ、492,228,316円(8.4%)減少した。

これは主に、分担金及び負担金が 699,339,403円、繰入金が 25,528,267円(皆増)、繰越金が 127,148,227円増加したものの、国庫支出金が 1,344,406,317円減少したことが大きく影響したためである。

内訳の大半は分担金及び負担金(市町村から納入される事務費負担金)であり、2,127,063,106円(83.9%)である。

### イ 歳出

歳出予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A-(B+C)	執行率 B/A	構成比
議会費	1,746,000	824,725	0	921,275	47.2	0.0
総務費	2,541,024,000	1,941,950,914	11,200,000	587,873,086	76.4	100.0
予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	0.0	0.0
計	2,552,770,000	1,942,775,639	11,200,000	598,794,361	76.1	100.0

支出済額は 1,942,775,639円で、前年度の2,836,386,617円に比べ、 893,610,978円 (31.5%) 減少した。これは主に、総務費が 893,130,986円減少したためである。

総務費の主な内訳は、広域連合運営管理費 67,606,528円 (3.5%)、広域連合事業費負担金 426,121,063円 (21.9%)、高齢者医療関係費 1,275,568,562円 (65.7%)、電算システム関係費 170,782,588円 (8.8%) である。

なお、予算現額 2,552,770,000円からこの支出済額と翌年度繰越額 11,200,000円を差し引いた 598,794,361円が不用額となった。

### (3) 特別会計

#### ア 歳入

歳入予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区 分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不 納 欠損額	収 入 未済額	執行率 C/A	構成比
市町村 支出金	107,928,673,000	101,159,887,830	101,159,887,830	0	0	93.7	21.1
国庫 支出金	139,085,782,000	130,663,534,330	130,663,534,330	0	0	93.9	27.3
県支出金	37,899,397,000	34,238,715,422	34,238,715,422	0	0	90.3	7.2
支払基金 交付金	233,987,493,000	211,683,192,000	211,683,192,000	0	0	90.5	44.2
特別高額医療費 共同事業交付金	137,915,000	34,843,811	34,843,811	0	0	25.3	0.0
財産収入	6,159,000	6,158,713	6,158,713	0	0	100.0	0.0
繰入金	1,477,331,000	606,000,000	606,000,000	0	0	41.0	0.1
県財政安定化 基金借入金	1,000	0	0	0	0	0.0	0.0
諸収入	64,003,000	191,448,864	191,448,864	0	0	299.1	0.0
計	520,586,754,000	478,583,780,970	478,583,780,970	0	0	91.9	100.0

収入済額は 478,583,780,970円で、その主な内訳は、支払基金交付金 211,683,192,000円 (44.2%)、国庫支出金 130,663,534,330円 (27.3%)、市町村支出金 101,159,887,830円 (21.1%) である。

支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金に納入される他の医療保険からの支援金 (後期高齢者交付金) である。また、市町村支出金の内訳は、被保険者の保険料が 60,384,966,945円 (59.7%)、基盤安定制度拠出金が 6,737,892,885円 (6.7%)、療養給付費負担金が 34,037,028,000円 (33.6%) である。

イ 歳出

歳出予算の款別執行状況は、次表のとおりである。(単位：円・%)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰 越額 C	不 用 額 A - (B+C)	執行率 B/A	構成比
保 険 給 付 費	510,777,420,000	462,233,365,271	0	48,544,054,729	90.5	98.1
県財政安定化 基金 抛 出 金	500,209,000	495,266,000	0	4,943,000	99.0	0.1
特別高額医療費共 同 事 業 抛 出 金	137,915,000	35,997,831	0	101,917,169	26.1	0.0
保 健 事 業 費	726,811,000	688,707,143	0	38,103,857	94.8	0.1
基 金 積 立 金	8,380,399,000	7,725,812,761	0	654,586,239	92.2	1.6
公 債 費	64,000,000	0	0	64,000,000	0.0	0.0
計	520,586,754,000	471,179,149,006	0	49,407,604,994	90.5	100.0

支出済額は 471,179,149,006円で、その大半が保険給付費 462,233,365,271円 (98.1%) である。

なお、予算現額 520,586,754,000円からこの支出済額を差し引いた 49,407,604,994円が不用額となった。

保険給付費の内訳は、療養給付費が 447,047,717,992円、療養費等が 7,443,586,990円、高額療養費が 4,326,893,717円、移送費が 105,420円、審査支払手数料が 1,967,861,152円、葬祭費が 1,447,200,000円である。

2 実質収支に関する調書の審査

(1) 様式及び計数の審査

審査に付された実質収支に関する調書は、適法に作成されており、記載された金額は正確であると認められた。

ア 一般会計

実 質 収 支 額

(単位：千円)

歳入歳出差引額 (形式収支) A	翌年度に繰り越すべき財源 B			実質収支額 A - B
	継 続 費 逡次繰越額	繰越明許費 繰 越 額	事故繰越し 繰 越 額	
592,170	0	4,100	0	588,070

翌年度繰越額の財源内訳

(単位：千円)

翌年度繰越額	財源内訳		
	財源を伴う繰越額		未収入特定財源
	特定財源	一般財源	
11,200	0	4,100	7,100

イ 特別会計

実質収支額

(単位：千円)

歳入歳出差引額 (形式収支) A	翌年度に繰り越すべき財源 B			実質収支額 A－B
	継続費 繰次繰越額	繰越明許費 繰越額	事故繰越し 繰越額	
7,404,630	0	0	0	7,404,630

(2) 繰越しの適否及び繰越財源の確認

一般会計における予算の繰越しは、繰越明許費繰越額 4,100,000円であり、この繰越しは適法であると認められた。これに未収入特定財源 7,100,000円を加えた翌年度に繰り越すべき財源は 11,200,000円であるが、これは、国が開発した標準システム（後期高齢者医療広域連合電算処理システム）の仕様変更に係る経費である。

特別会計における予算の繰越しはなかった。

3 財産に関する調書の審査

広域連合事務局において、平成20年度中に公有財産、重要な物品、債権の取得はなかった。基金においては、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金を新たに設置し、後期高齢者医療制度臨時特例基金とともに運用し、基金の総額は、8,575,868,811円となっている。

#### 4 基金の運用状況について

後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金は、後期高齢者医療特定期間内の財政の均衡を図るために新たに設置されたものである。平成20年度から保険料徴収が開始されたため、当該年度に積み立てた額 5,233,018,000円 がそのまま現在高となっている。

一方、後期高齢者医療制度臨時特例基金は、被扶養者であった被保険者の保険料減額、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に関する説明会の開催及び周知広報ならびにきめ細やかな相談を実施するための体制整備を行い、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の円滑な運営を図ることを目的とするものである。

平成20年度に積み立てた額は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金2,486,636,048円、利子6,158,713円 合計 2,492,794,761円である。また、保険料補てん必要額として606,000,000円を取り崩して特別会計に、広報経費等補てん分として 25,528,267円を取り崩して一般会計にそれぞれ繰り入れた。したがって、平成20年度末現在高は3,342,850,811円となっている。

##### 後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金

区分	平成19年度末 現在高 (A) (H20.3.31現在)	決算年度中増減額 (B)		平成20年度末 現在高 (A) + (B) (H21.3.31現在)
		積立額	取崩額	
現金	0	5,233,018,000		5,233,018,000
		5,233,018,000	0	

##### 後期高齢者医療制度臨時特例基金

区分	平成19年度末 現在高 (A) (H20.3.31現在)	決算年度中増減額 (B)		平成20年度末 現在高 (A) + (B) (H21.3.31現在)
		積立額	取崩額	
現金	1,481,584,317	1,861,266,494		3,342,850,811
		2,492,794,761	-631,528,267	

## 意見

平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計における決算審査の状況については以上のとおりである。

後期高齢者医療制度の開始に伴い、後期高齢者医療に関する収入及び支出については、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）第49条で定めるところにより後期高齢者医療特別会計を設置し予算の執行を行った。

神奈川県後期高齢者広域連合には被保険者等から多数の意見、要望が寄せられており、市町村と連携をはかりつつ、制度の周知、度重なる改正への対応等、制度の円滑な運営に向けさまざまな取り組みがなされてきたところである。

こうした中で、事務局が執行している事務事業は法令等を遵守し、概ね適正かつ効率的に処理されていたと認められる。

一方、歳入歳出予算の執行について、監査委員は、監査委員定例会において毎月、例月現金出納検査により執行内容を確認することで必要な指導を行ってきた。

一般会計においては、頻繁な予算流用を行うとともに、5億9千万円余の歳入歳出差引残額を計上しているが、これは平成20年度の予算編成段階において、各事務事業に要する項目及び所要の経費の正確な積算が困難であったことによるものである。また、後期高齢者医療特別会計においては、74億円余の歳入歳出差引残額を計上しているが、これは国の指針に基づき被保険者数、保険給付費等を積算していることによるものである。これらのことから、結果として、予算額とその執行額に乖離が生じたことについては、一定やむを得ない事情があったものと認められるところである。

今後、予算編成を行う際には、事業の実施手法等を綿密に検討し、限りある財源を有効に活用するよう努めることが必要である。

また、後期高齢者医療制度を運営していくに当たり、事務の効率化を一層進めるとともに、規律ある財政運営に努める必要がある。